

令和6年度高知県特別融資制度要綱

1 目的

創業を図る者又は創造的な事業活動を図る中小企業者等に対して、必要資金の確保の円滑化を図り、県の特定施策の効率的な展開及び県内産業の振興・発展を図る。

2 産業振興計画推進融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする企業

(2) 貸付条件等

ア 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。

イ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資及び経営安定融資を除く。

また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。

ウ 借換えを行う既存保証付き融資（産業振興計画推進融資を除く。）は、融資額の2分の1未満とする。なお、資金使途が借換えのみとなるものは認めない。

エ 借入希望者は、別記3-1及び3-2による事業計画書を作成しなければならない。

3 南海トラフ地震・節電対策融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所等の事業用施設（以下「事業用施設」という。）の耐震性を把握するための耐震診断又は耐震改修工事（建替え工事を含む。）を実施するための設計を行う者

イ 耐震性を向上させるための改修若しくは建替え又は危険物関係施設の補強等事業用施設の地震対策を行う者

ウ 機械の転倒防止措置等既存の設備の地震対策、発電機、消防用設備等の導入等新たな設備による地震対策を行う者

エ 津波による浸水を防ぐために、敷地若しくは事業用施設のかさ上げ又は事業用施設の移転を行う者

オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者

カ アからオまでに掲げる者のほか知事が適当であると認めた地震・節電対策を行うもの

(2) 貸付条件等

ア (1)のアの資金使途は、耐震診断及び耐震改修設計（建替設計を含む。）に要する費用とする。

イ (1)のイからカまでの資金使途は、申込みの計画遂行に必要な設備資金（土地のみの取得を除く。）とする。

ウ 借入希望者は、別記4-1及び4-2による事業計画書を作成しなければならない。また、カの認定を受けようとする者は、事業計画書を県に提出しなければならない。

4 次世代施策推進融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者等であって、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化にかかる取組について事業計画書等を作成したもの

(2) 貸付条件等

ア 脱炭素化（省エネ化含む）に係る取組については、原則、グリーン診断（省エネ診断）を受診することを条件とする。ただし、グリーン診断（省エネ診断）を受診することが適当でない取組はこの限りではない。

イ 資金使途は、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化に係る運転資金及び設備資金とし、事業計画書等に記載されたものとする。

ウ 脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化に係る取組は、各項目について次に掲げるもののうち

いずれかとする。

(7) 脱炭素化(省エネ化含む)に係る取組

- a 温室効果ガスの排出削減に資する製品・技術・サービスの開発
- b 温室効果ガスの排出削減に資する生産プロセス・サービス提供方法又は職場環境の改善
- c 温室効果ガスの排出削減に資する設備の新設

(8) デジタル化に係る取組

- a デジタル化に資する製品・技術・サービスの開発
- b デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法又は職場環境の改善

※ハードウェア導入に係る費用は、ソフトウェア又はシステム導入に伴い必要なものに限る

(9) グローバル化に係る取組

- a 自社製品・技術・サービスの海外販路の開拓及び輸出拡大に資する取組

エ 借入希望者は、下記のいずれかの計画を策定すること。

(7) 商工会・商工会議所が事業者のために作成を支援し、認定した経営計画

(8) 公益財団法人高知県産業振興センターの事業戦略支援会議において承認された事業者の経営ビジョンを実現するための事業戦略

(9) 「高知県食品ビジネスまるごと応援事業実施要綱」第3の3に定める事業戦略

(10) 自社や現在置かれている市場の概況を具体的に示したうえで、脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化、グローバル化に取り組むための現状分析や5年程度先までの数値目標と行動計画を記載し、認定経営革新等支援機関がその内容を確認した計画

オ 借入希望者は、別記様式5-1及び5-2による事業計画書を作成しなければならない。

5 中核企業支援融資

(1) 貸付対象者

指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。）

(7) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地（工場・倉庫・事務所等を取得又は建設すること。以下同じ。）する者

(8) 企業立地促進要綱第3条の規定による指定を受けた者で、企業立地促進要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地するもの

(9) 企業立地促進要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地するもの

イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地するもの（指定用地等立地者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。）

(7) 製造業

(8) 運送・倉庫業

(9) ソフトウェア業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、電気通信業及びバイオテクノロジー事業をいう。）

(10) 卸売業

(11) (7)から(10)までに掲げる事業と密接に関連するサービス業

(12) (7)から(11)までに掲げるものの以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者

ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場、設備等の増築若しくは改築を行うもの又は従業員用社宅を建設若しくは購入するもので、初期稼働等から10年を経過しないもの

エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により工場、設備等の増築若しくは改築を行うもの又は従業員用社宅を建設し、若しくは購入するもので、設備投資額が8,000万円以上であり、かつ、当融資を5,000万円以上利用しようとするもの

オ 公共事業若しくは公害により現在地での営業が困難になり、他に移転する者又は借地、借家等で事業を営む者で、貸主（当該企業の役員を除く。）の都合により一方的な移転を余儀なくされるもの

カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しないもの

(2) 貸付条件等

ア 生産高の増加等の発展的な内容を伴うものを貸付対象とし、借入れのみを目的とする分社化等については、これを認めない。また、(1)のイに該当する場合は、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴うものは、これを認めない。

イ (1)のア及びイに該当する者は、建物を賃借する場合も当融資の利用を認める。

ウ (1)のオに該当する場合については、移転補償金で賄えない部分を貸付対象とする。

エ 運転資金は、設備投資に伴うものに限る。ただし、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働から10年を経過しないものは、通常の運転資金のみの場合も当融資の利用を認める。

オ (1)のアからエまでのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上（指定用地等立地者にあつては、5人以上）の県内新規雇用が見込まれる企業については、県の特認を受けて、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める特利と貸付限度額における特別枠にて当融資を利用することができる。

カ (1)のア、イ又はオに該当する者及び(1)のウ、エに該当し特認を受けようとする者は、別記様式6-1及び6-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

6 創業者等応援融資

(1) 一般枠

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 事業を営んでいない個人（過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有し、当該事業の廃止の日から5年未満の者又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつた者で当該解散の日から5年未満のものであつて、現在事業を営んでおらず創業に再挑戦しようとするもの（以下「再挑戦者」という。）を含む。以下同じ。）であつて、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者

(イ) 事業を営んでいない個人であつて、新たに事業を開始し、開始した日以後5年未満の者

(ウ) 事業を営んでいない個人であつて、2月以内に新たに会社を設立し、その会社が事業を開始する具体的な計画を有する者

(エ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

(オ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者

(カ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

(キ) 事業を営んでいない個人であつて、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年未満の者

イ 貸付条件等

(ア) アの(ア)及び(ウ)については、貸付対象者が再挑戦者である場合は、貸付対象者への求償権を消滅させるための資金も認める。

(イ) アの(ア)及び(ウ)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。

(ウ) 借入希望者は、別記様式7-1、7-2、7-3及び7-4による事業計画書を作成しなければならない。

(エ) つなぎ資金等として利用する場合など、短期（1年以内）償還については、一括返済をすることができる。

(オ) 当融資により、協会の創業者等応援融資を借り換えることができる。

(カ) (オ)に基づく借換えを行う場合のその他の条件は、高知県経営支援融資制度要綱の6（2）イを準用する。

(2) スタートアップ創出促進枠

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 事業を営んでいない個人であつて、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (イ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (ウ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者
- (エ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者
- (オ) 産業競争力強化法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者）であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した者（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同項第4号に掲げる創業者とみなされる者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(ア)及び(イ)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。
- (イ) 当融資により、協会の創業者等応援融資を借り換えることができる。
- (ウ) (イ)に基づく借換えを行う場合の条件は、高知県経営支援融資制度要綱の6（2）イを準用する。
- (エ) 信用保証協会の保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していなければならない。
- (オ) 借入希望者は、別記様式8による創業計画書を作成しなければならない。
- (カ) 金融機関は、創業者に対して融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンス チェックシート」という。）の提出を受けるものとする。
- (キ) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。
- (ク) (ア)から(キ)に掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』であるスタートアップ創出促進保証制度要綱によるものとする。

7 事業再生支援融資

(1) 一般枠

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 高知県中小企業活性化協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者
- (イ) 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者
- (ウ) 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者

イ 貸付条件等

- (ア) 資金使途は、アの(ア)から(ウ)までで策定した経営改善計画の実行に必要な資金とする。
- (イ) 経営改善計画に盛り込まれている場合、当融資で協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、協会の保証制度等の種別によっては、借換えの対象とならない場合がある。
- (ウ) 必要資金につき、当融資の利用と併せて、支援金融機関が協調して融資すること又は協会の保証が付されていない当該利用者への貸付債権の全部又は一部を資本的劣後ローンに転換することを条件とする。
- (エ) 当融資の貸付回数が複数となる場合の貸付限度額は、令和6年度高知県中小企業等融資制度大綱別表第1の備考3の(1)の規定にかかわらず、同表の貸付限度額から既貸付額の累計額（償還額を控除しない額）を控除した額とする。
- (オ) 借入希望者は、別記様式9-1及び9-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

(2) 事業再生計画実施枠

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- (ア) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (イ) 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (ウ) 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 22 項に規定）に従って作成された事業再生計画
- (エ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (オ) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- (カ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- (キ) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (ク) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- (ケ) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (コ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (サ) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (シ) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

イ 貸付条件等

- (ア) 資金使途はアの(ア)から(コ)までで策定した事業再生の計画の実施に必要な資金とする。
- (イ) 借入希望者はアに規定する計画を添付しなければならない。
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である事業再生計画実施関連保証制度要綱によるものとする。

8 農業ビジネス保証制度融資

(1) 貸付対象者

県内において農業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 商工業とともに農業を営む中小企業者（農地所有適格法人を含む。）
- イ 商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人（農地所有適格法人を含む。）

(2) 貸付条件等

- ア 資金使途は、商工業とともに農業を営むために必要な設備資金・運転資金とする。
- イ 借入希望者は、別記 10－1、10－2 及び 10－3 による事業計画書を作成しなければならない。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である農業ビジネス保証制度要綱によるものとする。

9 事業承継特別保証制度融資

(1) 事業承継 I（全国統一制度）

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者等であって、次のいずれかに該当するもの（法人事業者に限る。）

- (ア) 信用保証協会の保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (イ) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から 3 年を経過していないもの

イ 貸付条件等

- (ア) 次のすべての要件を満たすこと。
 - a 資産超過であること。
 - b EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること。
 - c 法人と個人の分離がなされていること。
 - d 返済緩和している借入金がないこと。
- (イ) 既に与信取引のある金融機関に限る。
- (ウ) 保証人を徴求しないこと。
- (エ) 借入希望者は、別記様式11－1による事業承継計画書及び別記様式11－2による財務要件等確認書を作成しなければならない。

なお、既往借入金を借り換える者は、別記様式11－3による借換債務等確認書を作成しなければならない。

また、既往借入金を借り換える者で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合は、別記様式11－4による他行借換依頼書兼確認書を提出しなければならない。
- (オ) 保証料率の軽減を受ける者は、高知県事業承継・引継ぎ支援センター及び高知県中小企業活性化協議会による確認を受け、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）を提出しなければならない。
- (カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である事業承継特別保証制度によるものとする。

(2) 事業承継Ⅱ（県制度）

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者で、事業承継に関する具体的な計画を有するもの（県内事業者が自身の事業所以外の場所で新たに事業を開始する場合を含む）

イ 貸付条件等

- (ア) 事業承継に係る計画について、商工会・商工会議所が事業者のために作成を支援し、認定をしていること。
- (イ) (ア)の計画について高知県事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けていること。
- (ウ) 資金使途は(ア)の計画に記載された設備資金・運転資金とする。
- (エ) 『国の統一制度』である、経営承継準備関連保証又は特定経営承継準備関連保証を利用する事業者については、株式取得費用についても資金使途の対象とする。
- (オ) 親族間の事業承継は対象外とする。
- (カ) 借入希望者は、別記様式12－1による事業承継計画書を作成しなければならない。

10 産業人材確保促進融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、人材確保（外国人材を含む。）を目的に、従業員の職場環境の向上に必要な施設の整備を行う者

(2) 貸付条件等

- ア 資金使途は、従業員の職場環境の向上に必要な設備資金（土地のみの取得を除く。）とする。
- イ 借入希望者は、別記様式14－1及び14－2による事業計画書を作成しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。